

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-5
処分の種類	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の改善命令、一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第13条の3第1項			
処分の概要	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造基準等を遵守していないと認められる事業場に対し、施設の構造、設備、使用方法の改善を命じ、又は有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・水質汚濁防止法 第13条の3第1項 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第12条の4の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			